

第5回定例研修（2012年3月23日実施／2012年4月配信開始）

研修概要

研修テーマ：	『平成23年改正特許法 施行に向け押さえておくべき実務上のポイント』
講師	神田 雄 氏（ユアサハラ法律特許事務所 弁護士）
認定単位	3単位
研修内容	<p>平成23年に成立したわが国の特許法改正は、本年4月1日に施行される。同改正が対象とする内容は多岐にわたり、重要な事項を含み、実務への影響も大きいと想定される。</p> <p>本研修では、特許庁制度改正審議室において、法制専門官として平成23年特許法改正の検討立案作業に従事した講師が、本改正に対応して整備された関連の政令や省令の内容、本改正に関する実務家や研究者による議論の進展等を踏まえ、改正内容を簡単に振り返りつつ、本改正への実務上の対応や留意点に重点を置いて、説明を行う。</p>
研修のねらい	<p>本研修では、平成23年特許法改正の対象とする内容のうち、実務への影響が大きいと想定される点に絞り、説明を行う。改正法の下で実務において何が変わるのか、新制度を有効に利用するためのポイント、実務上の対応の留意点等について、改正法の施行を間近に控える段階で、企業等において特許実務に携わる者が知っておくべきポイントを理解することをねらいとする。</p>

プログラム

2012年3月23日(金)【会場受講】

13:00～	開場、受付
13:20～ 13:30	開講式、オリエンテーション（開講挨拶、事務連絡等）
13:30～ 16:40	『平成23年改正特許法 施行に向け押さえておくべき実務上のポイント』 1. 通常実施権の当然対抗制度 一 特許権移転やライセンス契約等の実務に与える影響、 関係当事者それぞれの立場から 2. 冒認出願・共同出願違反に係る特許権の真の権利者による移転請求権 一 紛争予防のための留意点（共同研究開発等）と移転請求時の展望 3. 審判及び訴訟による紛争解決 一 無効審判・訂正審判・特許権侵害訴訟における変更点と戦略 4. 特許出願審査における変更点と実務上の対応
16:40～ 16:50	質疑応答
16:50～ 17:00	閉講、修了証交付

【講師】

■ 神田 雄（かんだ たけし）氏 [プロフィール詳細（ユアサハラ法律特許事務所）](#)
（ユアサハラ法律特許事務所 弁護士）

2003年 慶應義塾大学法学部法律学科卒（法学士）

2006年 弁護士登録、ユアサハラ法律特許事務所入所

2009-2010年 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室 法制専門官

（任期付公務員として平成23年特許法改正の検討立案作業に従事）

2011年 南カリフォルニア大学ロースクール卒（法学修士）

Graves & Walton 法律事務所(カリフォルニア州ロサンゼルス市、パサデナ市)にて研修